

四半期報告書

(第106期第1四半期)

株式会社クレハ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【要約四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月10日

【四半期会計期間】 第106期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 林 豊

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 本 忠 和

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 本 忠 和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第1四半期 連結累計期間	第106期 第1四半期 連結累計期間	第105期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上収益 (百万円)	32,443	34,555	147,329
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	2,328	3,498	12,683
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	1,601	2,499	9,697
親会社の所有者に帰属する 四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,442	4,746	13,020
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	126,798	153,496	150,193
総資産 (百万円)	231,910	242,753	242,281
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	93.16	121.01	507.48
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	77.46	120.93	469.18
親会社所有者帰属持分比率 (%)	54.7	63.2	62.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,399	3,072	20,178
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,128	△2,194	△9,698
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,277	△1,806	△10,415
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	6,212	5,554	6,475

- (注) 1 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 上記指標は国際会計基準(以下、IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表および連結財務諸表に基づいております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態および経営成績の状況

(経営成績の状況)

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな景気拡大基調が継続しました。また、地政学的リスクや貿易摩擦による懸念はあるものの、世界経済も米国、欧州およびアジア経済圏で比較的堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは「中期経営計画Kureha's Challenge 2018」に沿って、事業環境の変化に柔軟かつ機動的な対応を図り、持続的な成長と企業価値の向上を目指して邁進しております。当中期経営計画の最終年度の第1四半期である当期は前年同期比で増収・増益となり、売上収益は前年同期比6.5%増の345億55百万円、営業利益は前年同期比44.9%増の32億31百万円、税引前四半期利益は前年同期比50.2%増の34億98百万円、四半期利益は前年同期比57.1%増の25億7百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益は前年同期比56.1%増の24億99百万円となりました。

(セグメントの業績の状況)

(単位：百万円)

	売上収益			営業損益		
	前第1四半期	当第1四半期	増減	前第1四半期	当第1四半期	増減
機能製品事業	9,700	10,972	1,272	△18	600	618
化学製品事業	4,964	5,982	1,018	234	411	177
樹脂製品事業	11,176	11,437	261	1,686	1,839	152
建設関連事業	3,071	2,197	△873	35	23	△12
その他関連事業	3,531	3,964	432	134	231	97
調整額(注)	—	—	—	157	124	△32
連結合計	32,443	34,555	2,112	2,229	3,231	1,001

(注) 営業利益の調整額には、報告セグメントに配分していないその他の収支が含まれております。

① 機能製品事業

機能樹脂分野では、PPS樹脂の売上げは減少しましたが、リチウムイオン二次電池用バインダー向けのフッ化ビニリデン樹脂、シェールオイル・ガス掘削用途向けのPGA(ポリグリコール酸)樹脂および加工品の売上げが増加し、この分野での売上げは増加となり、前年同期の営業損失から営業利益となりました。

炭素製品分野では、高温炉用断熱材向けの炭素繊維の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益はともに増加しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前年同期比13.1%増の109億72百万円となり、前年同期18百万円の営業損失から6億円の営業利益となりました。

② 化学製品事業

医薬・農薬分野では、慢性腎不全用剤「クレメジン」の医薬品、および農業・園芸用殺菌剤の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益はともに増加しました。

工業薬品分野では、有機薬品類の売上げは減少し、無機薬品類の売上げが増加しました。この分野での売上げは増加しましたが、原燃料価格の上昇により営業利益は減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前年同期比20.5%増の59億82百万円となり、営業利益は前年同期比75.7%増の4億11百万円となりました。

③ 樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、フッ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げは増加しましたが、家庭用ラップ「NEWクレラップ」の売上げが減少し、この分野での売上げは減少し、営業利益は前年同期並みとなりました。

業務用食品包装材分野では、熱収縮多層フィルム等の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益はともに増加しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前年同期比2.3%増の114億37百万円となり、営業利益は前年同期比9.0%増の18億39百万円となりました。

④ 建設関連事業

建設事業では、土木工事が堅調であったものの建築工事は減少し、売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前年同期比28.4%減の21億97百万円となり、営業利益は前年同期比34.8%減の23百万円となりました。

⑤ その他関連事業

環境事業では、産業廃棄物処理等の堅調および環境エンジニアリング事業の増加により、売上げは増加し、前年同期の営業損失から営業利益となりました。

運送事業では、売上げは減少しましたが、営業利益は前年同期並みとなりました。

病院事業では、売上げ、営業利益はともに増加しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前年同期比12.3%増の39億64百万円となり、営業利益は前年同期比72.7%増の2億31百万円となりました。

(財政状態の状況)

当第1四半期末の資産合計につきましては、前期末比4億72百万円増の2,427億53百万円となりました。流動資産は、前期末比24億93百万円減の744億69百万円となりました。非流動資産は、いわき事業所等での設備投資等により有形固定資産が前期末比3億20百万円増の1,145億57百万円となったことに加え、その他の金融資産に含まれる投資有価証券の評価額の増加等もあり、前期末比29億65百万円増の1,682億84百万円となりました。

負債合計につきましては、前期末比27億30百万円減の875億9百万円となりました。これは、有利子負債が前期末比1億95百万円減の478億94百万円となったこと、ならびに賞与および法人税等の支払いを実施したことによります。

資本合計につきましては、前期末比32億2百万円増の1,552億43百万円となりました。これは、剰余金の配当を14億45百万円実施する一方、親会社の所有者に帰属する四半期利益を24億99百万円計上するとともに、投資有価証券の評価額の増加等によりその他の資本の構成要素が増加したこと等によります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは30億72百万円の収入となり、前年同期に比べ33億27百万円収入が減少しました。これは、営業債権及びその他の債権による収入が減少し、法人所得税の支払額が増加したこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは21億94百万円の支出となり、前年同期に比べ66百万円支出が増加しました。これは、有形固定資産及び無形資産の取得による支出が減少したものの、前年同期に発生した売却目的保有資産の売却による収入が当第1四半期は発生しなかったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは18億6百万円の支出となり、前年同期に比べ24億71百万円支出が減少しました。これは、コマーシャル・ペーパーの発行や、長期借入金の返済による支出が減少したこと等によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、前期末に比べ9億21百万円減少し、55億54百万円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針等

① 基本方針の内容

ア. 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。

イ. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合には、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

ウ. しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為等や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(3)①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下「本対応策」といいます。)を、2007年6月27日開催の定時株主総会において株主の皆様承認を得て導入しました。さらに当社は、直近では2016年6月24日開催の定時株主総会において株主の皆様承認を得て、内容を一部変更した上で本対応策を更新しております。

本対応策の概要は以下のとおりです。

(注) 本対応策の全文はインターネット上の当社ウェブサイト

(http://www.kureha.co.jp/newsrelease/uploads/20160419_3.pdf)に掲載しています。

ア. 本対応策の目的

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切にご判断いただけるように、下記(3)②イに記載する事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することにより、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としています。

イ. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し(大規模買付者から情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、必要な情報が全て揃わなくても、情報提供に係る交渉を打ち切ることがあります。)、(ii)当社取締役会による一定の評価期間(大規模買付行為の買付条件により最長60日または90日間)が経過した後(当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後)に大規模買付行為を開始する、というものです。

ウ. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、または、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割り当てをする場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。ただし、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価としての金銭の交付は行いません。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、大規模買付者に提供を求めた情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

エ. 株主・投資家に与える影響等

本対応策の導入時や更新承認時はもとより、対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

③ 「中計 Challenge 2018」および「コーポレート・ガバナンスの強化」ならびに上記(3)②の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

ロ. 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

ハ. 当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中計 Challenge 2018」および「コーポレート・ガバナンスの強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

また、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月27日経済産業省・法務省）の定める三原則(1企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2事前開示・株主意思の原則、3必要性・相当性確保の原則)を充たしています。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様適切にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものです。

ウ. 株主意思を尊重するものであること

当社は、2016年6月24日開催の定時株主総会において本対応策の更新について株主の皆様意思を問い、出席株主(議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。)の皆様議決権の過半数のご賛同を得ており、本対応策の有効期間は当該定時株主総会の日から3年間(2019年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本対応策の更新(一部修正した上での継続も含みます。)については定時株主総会の承認を経ることとしています。また、本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっています。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっています。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任しております。本対応策に記載の対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会に対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものとします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います(ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。)。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えます。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は12億46百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年8月10日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,805,407	20,805,407	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	20,805,407	20,805,407	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年6月30日	—	20,805,407	—	18,169	—	15,912

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 150,700 (相互保有株式) 普通株式 1,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,610,900	206,109	—
単元未満株式	普通株式 42,307	—	—
発行済株式総数	20,805,407	—	—
総株主の議決権	—	206,109	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式等が以下のとおり含まれております。

(自己保有株式)
㈱クレハ 40株

② 【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱クレハ	東京都中央区日本橋 浜町3-3-2	150,700	—	150,700	0.72
(相互保有株式) エルメック電子工業㈱	新潟県新潟市北区木崎 778-45	1,500	—	1,500	0.01
計	—	152,200	—	152,200	0.73

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」)第1条の2に定める「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、IAS第34号)に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7	6,475	5,554
営業債権及びその他の債権	7	32,663	28,470
その他の金融資産	7	89	77
棚卸資産		36,018	35,382
その他の流動資産		1,715	4,984
流動資産合計		76,963	74,469
非流動資産			
有形固定資産		114,236	114,557
無形資産		1,336	1,288
持分法で会計処理されている投資		12,091	12,535
その他の金融資産	7	30,458	32,282
繰延税金資産		1,191	1,178
その他の非流動資産		6,003	6,440
非流動資産合計		165,318	168,284
資産合計		242,281	242,753

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債及び資本			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	7	21,530	20,586
社債及び借入金	7	25,759	26,254
その他の金融負債	7	533	1,553
未払法人所得税等		2,234	827
引当金		5,947	4,324
その他の流動負債		6,591	6,360
流動負債合計		62,595	59,906
非流動負債			
社債及び借入金	7	21,657	21,027
その他の金融負債	7	1,201	1,151
繰延税金負債		2,657	3,287
引当金		663	664
退職給付に係る負債		380	388
その他の非流動負債		1,084	1,084
非流動負債合計		27,644	27,603
負債合計		90,240	87,509
資本			
資本金		18,169	18,169
資本剰余金		15,267	15,267
自己株式		△685	△685
利益剰余金		108,715	109,992
その他の資本の構成要素		8,725	10,752
親会社の所有者に帰属する持分合計		150,193	153,496
非支配持分		1,847	1,747
資本合計		152,041	155,243
負債及び資本合計		242,281	242,753

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上収益	5, 6	32, 443	34, 555
売上原価		24, 303	24, 936
売上総利益		8, 139	9, 618
販売費及び一般管理費		6, 521	6, 822
持分法による投資利益		490	358
その他の収益		156	108
その他の費用		34	32
営業利益	5	2, 229	3, 231
金融収益		287	349
金融費用		188	82
税引前四半期利益		2, 328	3, 498
法人所得税費用		733	990
四半期利益		1, 595	2, 507
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		1, 601	2, 499
非支配持分		△5	8
四半期利益		1, 595	2, 507
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	9	93. 16	121. 01
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	9	77. 46	120. 93

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期利益		1,595	2,507
その他の包括利益			
純損益に振替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	7	1,454	1,262
確定給付制度の再測定		202	223
合計		1,656	1,486
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		212	757
合計		212	757
税引後その他の包括利益		1,869	2,243
四半期包括利益		3,464	4,751
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		3,442	4,746
非支配持分		22	4
四半期包括利益		3,464	4,751

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2017年4月1日残高		12,460	9,430	△4,456	101,731	319	△3,582
四半期利益					1,601		
その他の包括利益							212
四半期包括利益合計		—	—	—	1,601	—	212
自己株式の取得				△0			
株式報酬取引			3	20		△20	
配当金	8				△945		
非支配持分との資本取引							
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替					△839		
所有者との取引額合計		—	3	19	△1,784	△20	—
2017年6月30日残高		12,460	9,434	△4,436	101,547	298	△3,370

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
		その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計	合計	非支配持分	資本合計
2017年4月1日残高		8,395	—	5,132	124,297	1,674	125,972
四半期利益				—	1,601	△5	1,595
その他の包括利益		1,426	202	1,841	1,841	27	1,869
四半期包括利益合計		1,426	202	1,841	3,442	22	3,464
自己株式の取得				—	△0		△0
株式報酬取引				△20	3		3
配当金	8			—	△945	△41	△986
非支配持分との資本取引				—	—	66	66
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		1,041	△202	839	—		—
所有者との取引額合計		1,041	△202	818	△942	24	△917
2017年6月30日残高		10,863	—	7,792	126,798	1,722	128,520

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2018年4月1日残高		18,169	15,267	△685	108,715	52	△4,370
四半期利益				2,499			
その他の包括利益							750
四半期包括利益合計		—	—	—	2,499	—	750
自己株式の取得				△0			
株式報酬取引						2	
配当金	8			△1,445			
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				223			
所有者との取引額合計		—	—	△0	△1,222	2	—
2018年6月30日残高		18,169	15,267	△685	109,992	55	△3,619

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
		その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計	合計	非支配持分	資本合計
2018年4月1日残高		13,043	—	8,725	150,193	1,847	152,041
四半期利益				—	2,499	8	2,507
その他の包括利益		1,273	223	2,247	2,247	△3	2,243
四半期包括利益合計		1,273	223	2,247	4,746	4	4,751
自己株式の取得				—	△0		△0
株式報酬取引				2	2		2
配当金	8			—	△1,445	△105	△1,550
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△223	△223	—		—
所有者との取引額合計		—	△223	△220	△1,443	△105	△1,548
2018年6月30日残高		14,316	—	10,752	153,496	1,747	155,243

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		2,328	3,498
減価償却費及び償却費		2,420	2,461
金融収益		△285	△297
金融費用		127	81
持分法による投資損益(△は益)		△490	△358
有形固定資産及び無形資産除売却損益(△は益)		14	12
営業債権及びその他の債権の増減(△は増加)		4,003	3,067
棚卸資産の増減(△は増加)		961	632
営業債務及びその他の債務の増減(△は減少)		△674	△969
引当金の増減(△は減少)		△1,526	△1,623
退職給付に係る資産及び負債の増減		△283	△109
その他		△122	△1,419
小計		6,473	4,976
利息及び配当金の受取額		881	529
利息の支払額		△94	△78
法人所得税の支払額		△860	△2,354
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,399	3,072
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		20	42
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△2,697	△2,226
投資有価証券の取得による支出		△4	△4
売却目的保有資産の売却による収入		768	—
その他		△215	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,128	△2,194
財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払配当金	8	△945	△1,445
非支配持分への支払配当金		△41	△105
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)		△1,663	463
長期借入金の返済による支出		△1,617	△640
非支配持分からの払込による収入		66	—
その他		△76	△78
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4,277	△1,806
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		△3	7
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△10	△921
現金及び現金同等物の期首残高		6,222	6,475
現金及び現金同等物の四半期末残高		6,212	5,554

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社クレハ(以下、「当社」という。)は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社および主要な事業所の住所はホームページ(URL <http://www.kureha.co.jp/>)で開示しております。当第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)および当第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)の要約四半期連結財務諸表は、当社およびその子会社(以下、「当社グループ」という。)ならびに当社グループの関連会社に対する持分により構成されております。当社グループの事業内容は、主に機能製品、化学製品、樹脂製品の製造・販売であり、更に各事業に関する設備の建設・補修、物流、環境対策およびその他のサービス等の事業活動を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨に関する事項

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

当社グループは、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定を適用しております。

要約四半期連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、取得原価を基礎として作成しております。ただし、「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、一部の金融資産、金融負債および従業員給付等については公正価値で測定しております。

(3) 機能通貨および表示通貨

要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円で表示しております。日本円で表示している財務情報は、原則として百万円未満を切捨てて表示しております。

(4) 要約四半期連結財務諸表の承認

2018年8月10日に、本要約四半期連結財務諸表は当社代表取締役社長小林豊によって承認されております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する会計方針は、以下を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、年間の見積実効税率に基づいて算定しております。

(売上収益)

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。適用にあたっては、経過措置として認められている累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

履行義務の充足時について、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しております。

当社グループは、機能製品、化学製品、樹脂製品の製造販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、主に製品の引渡時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、主に製品の引渡時に収益を認識しております。

サービスの提供については、主に当該サービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、主に当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品、第三者のために回収する税金などを控除した金額で測定しております。また、他の当事者が顧客への財またはサービスの提供に関与している場合、当社グループが本人であると判定した場合は収益を総額ベース(権利を得ると見込んでいる対価の金額)で認識し、当社グループが代理人であると判定した場合は収益を純額ベース(権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額)で認識しております。

本基準の適用に伴い、当第1四半期連結会計期間の要約四半期連結財政状態計算書において、従来、営業債権及びその他の債権に含めておりました契約資産2,288百万円をその他の流動資産に、返金負債471百万円をその他の流動負債に含めて表示しております。なお、要約四半期連結損益計算書に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りおよび見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、マネジメントは、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積りおよび見積りを伴う判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品について、国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「機能製品事業」「化学製品事業」「樹脂製品事業」「建設関連事業」「その他関連事業」の5つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属する主要製品・サービスは以下のとおりであります。

セグメント	主要製品等
機能製品事業	PPS樹脂、フッ化ビニリデン樹脂、PGA(ポリグリコール酸)樹脂および加工品 炭素繊維、球状活性炭、リチウムイオン電池用負極材
化学製品事業	農業・園芸用殺菌剤、慢性腎不全用剤、か性ソーダ、塩酸、次亜塩素酸ソーダ モノクロルベンゼン、パラジクロルベンゼン、オルソジクロルベンゼン
樹脂製品事業	家庭用ラップ、流し台用水切り袋、食品保存容器および調理シート、フッ化ビニリデン釣糸 塩化ビニリデン・フィルム、熱収縮多層フィルム、多層ボトル、自動充填結紮機(食品包装用)
建設関連事業	土木・建築工事の施工請負業務、工事監理業務
その他関連事業	環境修復および産業廃棄物の処理、理化学分析・測定・試験および検査業務、運送および倉庫業務 医療サービス

(2) 報告セグメントの情報

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した方法と同一であります。セグメント間の内部売上収益は、主に市場価格に基づいております。

当社グループのセグメント情報は以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計	調整額 (注)	要約四半期連 結損益計算書 計上額
売上収益								
外部顧客への 売上収益	9,700	4,964	11,176	3,071	3,531	32,443	—	32,443
セグメント間の 内部売上収益	155	140	92	1,166	1,356	2,911	△2,911	—
計	9,855	5,104	11,268	4,238	4,887	35,355	△2,911	32,443
営業利益又は損失(△)	△18	234	1,686	35	134	2,072	157	2,229
金融収益								287
金融費用(△)								△188
税引前四半期利益								2,328

(注) 営業利益又は損失の調整額にはセグメント間取引消去等による利益35百万円、主に報告セグメントに配分していないその他の収益156百万円およびその他の費用△34百万円が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計	調整額 (注)	要約四半期連 結損益計算書 計上額
売上収益								
外部顧客への 売上収益	10,972	5,982	11,437	2,197	3,964	34,555	—	34,555
セグメント間の 内部売上収益	153	55	74	1,330	1,437	3,051	△3,051	—
計	11,126	6,038	11,512	3,528	5,402	37,607	△3,051	34,555
営業利益	600	411	1,839	23	231	3,106	124	3,231
金融収益								349
金融費用(△)								△82
税引前四半期利益								3,498

(注) 営業利益の調整額にはセグメント間取引消去等による利益48百万円、主に報告セグメントに配分していないその他の収益108百万円およびその他の費用△32百万円が含まれております。

6. 売上収益

当社グループは、製品別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品について、国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「機能製品事業」「化学製品事業」「樹脂製品事業」「建設関連事業」「その他関連事業」の5つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品・サービスは、「5.セグメント情報」に記載しております。

機能製品、化学製品、樹脂製品の販売については、主に製品の引渡時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、主に製品の引渡時に収益を認識しております。なお、製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートなどを控除した金額で測定しております。

工事およびその他のサービスの提供については、主に当該サービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、主に当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。なお、工事の進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合で測定しております。

各報告セグメントの収益と、種類別に分解した収益との関連は、以下のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	合計
製品の販売	10,972	5,854	11,437	—	—	28,264
工事	—	—	—	2,197	674	2,871
その他のサービスの提供	—	128	—	—	3,290	3,419
合計	10,972	5,982	11,437	2,197	3,964	34,555

7. 金融商品

(1) 金融資産および金融負債の帳簿価額および公正価値

当社グループが保有する金融資産および金融負債の科目別の帳簿価額および公正価値は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産	1,276	1,276	1,266	1,266
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	29,271	29,271	31,093	31,093
合 計	30,547	30,547	32,360	32,360
金融負債				
償却原価で測定する金融負債				
社債及び借入金	47,416	47,560	47,281	47,398
その他の金融負債	1,734	1,734	2,704	2,704
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	66	66	8	8
合 計	49,217	49,361	49,994	50,111

(2) 公正価値の測定方法

当要約第1四半期連結財務諸表において使用する主な金融資産・負債の公正価値の測定方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において使用した測定方法と同一であります。

(3) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値とヒエラルキーは、以下の3つのレベルとなっております。

レベル1 測定日における当社グループがアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における無調整の相場価格によるインプット

レベル2 公正価値ヒエラルキーのレベル1に含まれない、資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプット

レベル3 資産または負債に関する観察可能でないインプット

インプットが複数ある場合には、公正価値の階層のレベルは重要なインプットのうち最も低いレベルとしております。公正価値ヒエラルキーのレベル間振替は、各報告期間の期末に発生したものと認識しております。

①公正価値で認識している金融資産および金融負債
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	27,730	—	1,540	29,271
合 計	27,730	—	1,540	29,271
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	66	—	66
合 計	—	66	—	66

(注) レベル間の振替はありません。

当第1四半期連結会計期間(2018年6月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	29,525	—	1,567	31,093
合 計	29,525	—	1,567	31,093
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	8	—	8
合 計	—	8	—	8

(注) レベル間の振替はありません。

②レベル2およびレベル3に区分される公正価値測定に関する情報

レベル2に区分される金融資産または金融負債は、デリバティブ取引によるものであり、これらの公正価値については、市場における先物為替相場または金利等の観察可能なインプットを利用して測定しております。

レベル3に区分される金融資産は、主として非上場の資本性金融商品であります。これらの公正価値については、主に類似会社の市場価格に基づく評価方法および純資産価値に基づく評価方法に、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用して測定しております。

レベル3に区分される金融資産の経常的および非経常的な公正価値は、グループ会計方針の定めに従い測定しており、金融商品の個々の資産性質、特徴ならびにリスクを最も適切に反映できる評価方法およびインプットを決定しております。また、公正価値の測定結果については、上位役職者によるレビューと承認を行っております。

なお、レベル3に区分される金融商品のインプットについて、それぞれ合理的と考えられる代替的な仮定に変更した場合に、公正価値の金額に重要な変動はないと考えております。

③レベル3に区分した金融商品の調整表

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産
期首残高	2,288	1,540
当期の利得または損失(注)	14	27
購入	0	—
売却	△772	—
期末残高	1,531	1,567

(注) 当期の利得または損失は、要約四半期連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しております。

8. 配当金

(1) 配当金支払額

配当金の支払額は、次のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年4月18日 取締役会	普通株式	945	55.00	2017年3月31日	2017年6月2日

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月17日 取締役会	普通株式	1,445	70.00	2018年3月31日	2018年6月4日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

9. 1株当たり四半期利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎

項目	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	1,601	2,499
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益	—	—
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益	1,601	2,499
期中平均普通株式数(株)	17,187,146	20,654,604
基本的1株当たり四半期利益	93円16銭	121円01銭

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎

項目	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
希薄化後の普通株主に帰属する四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益	1,601	2,499
四半期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益	1,601	2,499
期中平均普通株式数(株)	17,187,146	20,654,604
希薄化効果の影響(株)	3,482,257	13,754
希薄化効果の調整後(株)	20,669,403	20,668,358
希薄化後1株当たり四半期利益	77円46銭	120円93銭

2 【その他】

2018年4月17日開催の取締役会において、2018年3月31日最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 1,445百万円 |
| ② 1株当たりの配当金 | 70円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2018年6月4日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

株式会社クレハ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 岸 貴 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クレハの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月10日
【会社名】	株式会社クレハ
【英訳名】	KUREHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 林 豊
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町3-3-2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小林豊は、当社の第106期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

